内閣衆質一七一第六二六号

平成二十一年七月十日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 河 村

建

夫

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する

再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関

する再質問に対する答弁書

一について

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関連してロシア

連邦国家院が採択した声明の内容については、外務省として承知している。

二について

御指摘の声明については、 在ユジノサハリンスク日本国総領事館において接受しておらず、 外務省とし

て、その内容の詳細は把握していない。

三から五までについて

北方領土問題については、 政府としては、 北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条

約を締結するという基本的方針の下、北方四島の返還を実現していく考えであり、このような立場に基づ

これまでもロシア連邦政府との間で交渉を行ってきているところ、引き続き強い意思をもって交渉し

ていく考えである。 また、 北方領土問題に関する我が国の立場については、 累次にわたりロシア側に伝え